

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月12日
【四半期会計期間】	第20期第1四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 林 郁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートストラテジー本部 管掌 曾田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートストラテジー本部 管掌 曾田 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第1四半期連結 累計期間	第20期 第1四半期連結 累計期間	第19期
会計期間	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 7月1日 至平成26年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成26年 6月30日
売上高 (千円)	7,273,087	8,126,878	33,751,615
経常利益 (千円)	473,708	1,173,527	4,442,492
四半期(当期)純利益 (千円)	389,327	780,650	2,847,054
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	790,722	1,103,912	5,322,796
純資産額 (千円)	27,872,074	37,257,076	36,489,758
総資産額 (千円)	55,806,321	74,914,333	71,009,719
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.31	16.62	60.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8.27	16.57	60.48
自己資本比率 (%)	47.1	41.2	42.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、円安の定着及び企業収益の改善に支えられて緩やかな回復基調にありますが、消費税率引き上げ後の個人消費の持ち直しの動きは鈍く、先行きは不透明な状況となっております。一方で、当社を取り巻くインターネット及びブロードバンド関連の環境につきましては、平成26年6月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,600万とインターネットを利用する機会が広く普及しており、スマートフォンやタブレットの利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約3,653万となるなど継続的な拡大基調にあります。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、マーケティング、ペイメント事業及びインキュベーション事業のすべての事業において売上高及び営業利益が対前年同期比で増加した結果、連結売上高は8,126百万円（対前年同期比853百万円増、同11.7%増）、営業利益は398百万円（対前年同期比311百万円増、同359.4%増）となりました。また、持分法による投資利益431百万円の計上等により、経常利益は1,173百万円（対前年同期比699百万円増、同147.7%増）、四半期純利益は780百万円（対前年同期比391百万円増、同100.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

〔マーケティング事業〕

マーケティング事業では、ウェブとリアルを融合した総合プロモーション及びインターネット広告等のウェブマーケティングを行っております。また、ビッグデータを活用したデータマネジメントビジネスにも取り組んでおります。

インターネット広告・プロモーションを手掛ける当社ディージー・アンド・アイバックスカンパニーにおいて、引き続き好調なアフィリエイトマーケティング等のパフォーマンスに加えて、スマートフォン向けの広告販売も拡大した結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,669百万円（対前年同期比600百万円増、同19.6%増）、営業利益は245百万円（対前年同期比109百万円増、同80.2%増）となりました。

〔ペイメント事業〕

ペイメント事業では、Eコマースにおける決済ソリューションの提供を行っております。

日本国内で決済事業を展開するペリトランス㈱及び㈱イーコンテクストにおいて、決済の取扱件数、取扱高が堅調に伸長し、また、econtext Asia Limitedの株式公開に係るコストの発生が一巡した結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,421百万円（対前年同期比144百万円増、同4.4%増）、営業利益は316百万円（対前年同期比112百万円増、同55.2%増）となりました。

〔インキュベーション事業〕

インキュベーション事業では、国内外のベンチャー企業への投資及びマーケティングや決済といった当社グループ内の事業との連携による投資先の育成などを行っております。また、米国サンフランシスコを拠点に、ソフトウェア開発支援やデザインコンサルティングを手掛けております。

ベンチャー企業への投資を行う㈱DGインキュベーションにおいて、保有株式の売却による利益が対前年同期比で増加した結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は1,035百万円（対前年同期比108百万円増、同11.7%増）、営業利益は78百万円（前年同期は営業損失77百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針について

会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様ご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきと考えております。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合においては、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様及び当社取締役会が適切に判断するために必要かつ十分な情報と時間の提供を大量買付者に対して求めること、また、現に経営を担っている当社取締役会から株主の皆様へ、大量買付行為の内容についての評価・意見、さらに、当社取締役会としての代替案が提供される機会を保障することは極めて重要なことと認識しております。大量買付行為の中には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると判断されるものもあり得ることから、不適切な大量買付行為により当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にご予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付行為に関する一定のルールを定めておくことが必要であると考えております。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ．当社の経営の基本方針

当社グループでは、「コンテクスト（文脈）」の提供で社会貢献することをミッション（使命）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテクストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的としてまいりました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテクストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ．中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「異なるフィールドにある複数の事象をインターネットを使って結びつけ、コンテクスト（＝文脈）を作ることにより、新しい価値を創造し社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテクストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

こうした考えのもと、当社は平成25年6月期を初年度とする中期3ヵ年計画を策定し、中長期的な企業価値向上に務めております。

八．不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、不適切な支配の防止のため、平成26年9月25日開催の第19回定時株主総会で当社株券等の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）の継続を決議しております。

本対応方針では、当社株券等の大量買付者は、（ ）事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、（ ）当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ、大量買付行為を開始する、という大量買付行為に関するルール（以下、「大量買付ルール」といいます。）を提示しております。

したがって、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非を決議致します。なお、対抗措置発動の決議に際して、特別委員会に対する諮問に加え、当社取締役会は株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができるものとします。また、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、当該対抗措置の仕組み上、株主（大量買付ルールに違反した大量買付者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（<http://www.garage.co.jp/ja/ir/>）に掲載しております。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針の継続に関しては、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、平成29年に開催予定の当社第22回定時株主総会までとすることにより、本対応方針を再度検討する機会を設けております。このように、本対応方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものと致しております。

対抗措置の発動に関しても、あらかじめ合理的かつ客観的な発動要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止する仕組みを確保しております。また、当社取締役会は、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非を決議するに当たり、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告等を最大限尊重することとしており、さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに本対応方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本対応方針は廃止されるものとされており、大量買付者が当社の株主総会で自己の指名する取締役を選任し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって、本対応方針を廃止することが可能であります。従って、本対応方針はいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の選任時期は一致しておりませんが、当社の取締役の過半数は同一任期であり、また、取締役の解任決議要件につきましても特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていないため、取締役の選任のみならず、その解任も普通決議で行うことができます。よって、当社の株主の皆様は、当社定時株主総会又は当社臨時株主総会において、普通決議により、当社取締役会の構成員の過半数を交替させることができ、その後速やかに、交替後の当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。従って、本対応方針はいわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができず、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

従って、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっておりますので、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、または向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものであり、当社の基本方針に沿うものであって、当社従業員の地位の維持を目的とするものではなく、また当社株主の共同の利益を損なうものではないものと、当社取締役会は判断致しております。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、21百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,262,800	47,262,800	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	47,262,800	47,262,800		

「提出日現在発行数」欄には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	32,000	47,262,800	16,729	7,415,731	16,697	7,508,415

新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 256,800		単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,970,700	469,707	同上
単元未満株式	普通株式 3,300		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	47,230,800		
総株主の議決権		469,707	

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	256,800		256,800	0.54
計		256,800		256,800	0.54

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,294,997	25,427,092
金銭の信託	889,164	2,817,694
受取手形及び売掛金	3,658,527	3,356,042
営業投資有価証券	8,063,977	7,766,057
投資損失引当金	488,652	407,135
商品	1,080	687
仕掛品	18,591	166,979
原材料及び貯蔵品	1,446	1,081
未収入金	8,596,697	9,138,846
その他	434,265	462,491
貸倒引当金	14,836	15,674
流動資産合計	45,455,259	48,714,163
固定資産		
有形固定資産	2,158,533	2,142,389
無形固定資産		
ソフトウェア	1,210,198	1,237,894
のれん	7,354,590	7,173,211
その他	23,121	23,549
無形固定資産合計	8,587,910	8,434,655
投資その他の資産		
投資有価証券	10,644,406	11,451,845
その他	4,232,092	4,234,540
貸倒引当金	39,245	39,245
投資損失引当金	29,237	24,014
投資その他の資産合計	14,808,016	15,623,125
固定資産合計	25,554,459	26,200,170
資産合計	71,009,719	74,914,333

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,629,586	1,616,315
短期借入金	3,300,000	5,000,000
1年内返済予定の長期借入金	390,686	4,377,124
未払法人税等	1,241,682	247,484
賞与引当金	147,757	28,210
預り金	16,434,414	17,160,862
その他	2,317,035	2,324,706
流動負債合計	25,461,162	30,754,703
固定負債		
長期借入金	8,841,160	6,624,943
退職給付に係る負債	89,152	79,865
その他	128,486	197,744
固定負債合計	9,058,799	6,902,553
負債合計	34,519,961	37,657,257
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,399,002	7,415,731
資本剰余金	10,817,448	10,718,687
利益剰余金	9,615,957	10,138,147
自己株式	69,840	69,840
株主資本合計	27,762,568	28,202,725
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,193,931	2,112,434
為替換算調整勘定	485,678	551,077
その他の包括利益累計額合計	2,679,609	2,663,512
新株予約権	141,121	145,020
少数株主持分	5,906,458	6,245,818
純資産合計	36,489,758	37,257,076
負債純資産合計	71,009,719	74,914,333

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
売上高	7,273,087	8,126,878
売上原価	5,880,361	6,253,698
売上総利益	1,392,725	1,873,179
販売費及び一般管理費	1,306,052	1,475,043
営業利益	86,673	398,136
営業外収益		
受取利息	2,671	4,260
持分法による投資利益	400,057	431,355
為替差益	-	297,361
その他	66,450	121,963
営業外収益合計	469,178	854,941
営業外費用		
支払利息	20,685	23,680
不動産賃貸原価	41,540	54,948
その他	19,917	921
営業外費用合計	82,143	79,550
経常利益	473,708	1,173,527
特別利益		
投資有価証券売却益	116,396	33,943
その他	6,966	5,222
特別利益合計	123,362	39,165
特別損失		
固定資産除却損	1,290	-
投資損失引当金繰入額	4,308	-
その他	707	21
特別損失合計	6,306	21
税金等調整前四半期純利益	590,764	1,212,671
法人税、住民税及び事業税	160,327	258,954
法人税等調整額	18,810	47,495
法人税等合計	179,137	306,449
少数株主損益調整前四半期純利益	411,627	906,222
少数株主利益	22,300	125,572
四半期純利益	389,327	780,650

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	411,627	906,222
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	228,278	81,477
為替換算調整勘定	150,816	272,582
持分法適用会社に対する持分相当額	-	6,584
その他の包括利益合計	379,095	197,689
四半期包括利益	790,722	1,103,912
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	769,486	764,552
少数株主に係る四半期包括利益	21,235	339,359

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	144,259千円	174,413千円
のれんの償却額	191,647	171,986

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月26日 定時株主総会	普通株式	234,312	1,000	平成25年6月30日	平成25年9月27日	利益剰余金

(注)平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。上記の1株当たり配当額は、当該分割前の金額を記載しております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年9月25日 定時株主総会	普通株式	234,870	5	平成26年6月30日	平成26年9月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	マーケティング事業	ペイメント事業	インキュベーション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,068,744	3,277,030	927,312	7,273,087	-	7,273,087
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,880	3,985	-	9,866	9,866	-
計	3,074,624	3,281,015	927,312	7,282,953	9,866	7,273,087
セグメント利益又は 損失()	136,077	203,648	77,640	262,085	175,411	86,673

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 175,411千円には、セグメント間取引消去141,740千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 317,152千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	マーケティング 事業	ペイメント 事業	インキュベ ーション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,669,637	3,421,327	1,035,913	8,126,878	-	8,126,878
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,254	657	-	3,912	3,912	-
計	3,672,891	3,421,985	1,035,913	8,130,790	3,912	8,126,878
セグメント利益	245,233	316,079	78,687	640,000	241,864	398,136

(注)1. セグメント利益の調整額 241,864千円には、セグメント間取引消去91,561千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 333,425千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	8円31銭	16円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	389,327	780,650
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	389,327	780,650
普通株式の期中平均株式数(株)	46,875,404.35	46,981,808.70
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8円27銭	16円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	176,993.84	129,154.60
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

新株予約権(ストック・オプション)の発行

1. 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権

当社は、平成26年9月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対し、新株予約権(ストック・オプション)を発行することを決議し、平成26年10月31日に下記のとおり割り当てました。

新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 5名 50,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,840円(1株当たり1,840円)
新株予約権の行使期間	平成28年9月26日から平成36年9月25日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。

- 1 新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使等による場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

2. 従業員等に対するストック・オプションとしての新株予約権

当社は、平成26年9月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権(ストック・オプション)を発行することを決議し、平成26年10月31日に下記のとおり割り当てました。

新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社執行役員 4名 3,800個 当社従業員 202名 59,100個 当社子会社の取締役 1名 600個 当社子会社の従業員 1名 100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 63,600株
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,840円(1株当たり1,840円)
新株予約権の行使期間	平成28年9月26日から平成36年9月25日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。

- 1 新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使等による場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

株式会社デジタルガレージ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内藤 哲哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	表 晃 靖
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 島 亘 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。